号外第十四号

令和一 (金曜日) (金曜日)

告 目 示 次

(税

務

課) :: 一

告

示

青森県告示第百八十五号

税に係る申告に関する期限(年の中途において事業を廃止した場合に係るものを除 める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付 定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は県税に関する条例に定 四月十六日まで延長する。 若しくは納入に関する期限のうち、県内に県税の課税地を有する者に係る個人の事業 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第二十七条第一項の規)でその期限が令和二年三月十六日に到来するものについては、その期限を同年

令和二年三月十三日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円七十三銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)